

会 議 録

会 議 名	令和5年度 第5回福島市男女共同参画審議会
開催日時	令和6年2月5日(月) 午後2時から午後3時30分
開催場所	福島市男女共同参画センター 3階中会議室
出席委員	横田智史会長、小澤和枝副会長、赤間幸子委員、佐藤久美子委員、高橋丈晴委員、旗野礼子委員、前川直哉委員、松原喜憲委員、元井貴子委員、柳沼靖子委員、山内圭介委員、横山卓也委員
欠席委員	赤間睦子委員
議 題	議 事 (1) 審議事項 ①骨子 (最終案) ②条例改正 (最終案) ③答申 (最終案) (2) 意見交換
市側出席者	総務部長：矢吹淳一 総務部次長：南澤 大 男女共同参画センター所長：木村佳子 主任：本田太郎

令和5年度 第5回福島市男女共同参画審議会 会議録

日 時：令和6年2月5日（月）午後2時～午後3時30分

場 所：福島市男女共同参画センター 3階中会議室

出席者：委員12名（別紙のとおり）

事務局：4名（別紙のとおり）

事務局（次長） 開会
横田会長 あいさつ

議事

（1）審議事項

- ①骨子（最終案）
- ②条例改正（最終案）
- ③答申（最終案）

事務局（主任）

（2）意見交換

横田会長 （1）審議事項に入る。
骨子（最終案）について、事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料にて説明

横田会長 意見、質問はあるか。

前川委員 宣誓の方法について、宣誓を希望する方というのはその宣誓に名前を
連ねる全員が対象と考えてよいか。

事務局（主任） 全員が来所することを想定して、進めていきたいと考えている。
なお、身体的な関係などから、来所できない事情の方も想定される。
そういった場合には、個別に対応したいと考えている。

前川委員 様々な書類を用意いただいて、宣誓書にも自ら署名していただくため
大丈夫だと思うが、自分の知らないところで、パートナーシップや
ファミリーシップに入っていることのないよう、全員に来所いただく
ことを基本としつつ、例えば片方が入院中といったような場合には、
個別にお答えいただければと思う。
もう1点確認だが、住所の要件について、いずれか一方が本市に住所
を有することが要件のため、片方が本市に在住であれば、もう一人
は海外に住んでいても支障はないという理解でよいか。

事務局（主任） その通りである。

横田会長 他に意見、質問はあるか。

横山委員 宣誓日に来所し自ら署名との記載があるが、来所は福島市役所を想定しているのか。

事務局（主任） 開始時は、当センター2階の事務室を想定している。
他自治体では、人権の担当課や住民票の担当課が窓口となっているが、本市としては当センターで一括管理したいと考えている。

横田会長 他に意見、質問はあるか。
(なし)
では、条例改正（最終案）について事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料にて説明。

横田会長 大幅な変更はなく、言葉尻の変更や文言の整理である。
意見、質問はあるか。
(なし)
では、答申（最終案）について事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料にて説明。
事前に佐藤委員からいただいた「新しい制度であるため、運用状況をふまえた見直しは非常に重要であり、具体的な年数を示したうえで必ず見直しを行っていただきたい」というご意見については、定期的に見直しを行うという文言を答申（最終案）へ反映した。

佐藤委員 定期的に見直しをする機会があるということを確認したかった。
事務局からは、必ず、少なくとも毎年、審議会に諮る機会があり、スピード感を持って見直していく考えだというご説明をいただいた。
そういうことであれば、数字にこだわるのではなく、定期的に検証及び見直しという文言で私はよいと思う。

事務局（主任） 補足となるが、山内委員からも骨子案の中でご意見をいただいているため、皆様へ共有させていただく。

山内委員 こういった仕組みが整っているのは、非常に素晴らしいな、勉強になるなと思っている。
いろいろな形で、結構ほどでなくとも責任が必要になってくる。最高裁の判例ですら、事実婚でのカップルが認められているけれども、逆に言えば、不正を働いてしまうと、そういったことに関しては請求されてしまう。そういったデメリットについて考えておかないと、大変な部分もあるのではないかと感じた。
結婚と同様、パートナーシップ制度を結ぶということは、大人としての責任も生じるといったデメリットについても、宣誓者に対して話をしてから、宣誓をしていくような進め方もよいのではないかと感じた。

横田委員 制度として、使い方など周知する際には、伝える側も正しい情報を

伝えられるように、しっかりとした姿勢で情報を伝えていく必要があると感じた。

ここまでで、意見、質問はあるか。

(なし)

それでは、こちらの内容で答申案をまとめさせていただく。

最後に、委員の皆様より、これまでの審議に対する感想、意見を願います。

小澤副会長 最初にこの審議会で、パートナーシップ制度が提案された時は、何も知識のない中での話し合いとなった。ただ、このパートナーシップ制度は、人権が基本にあると感じ、それを第一に考えて意見を述べてきたつもりである。

赤間委員 全ての方が幸せになるような形でまとまったことに満足している。制度以前に、性の多様性というものを認め合える社会に、みんなで変えていくようなことになればいいと思う。先程も話のあったとおり、制度を利用する方が悪用することのないように進めていただきたい。

佐藤委員 これまでの審議会で、意見を、柔軟に反映いただいたことに感謝する。後発自治体であることを活かしていく形で、まとめていただいているということなので、先程見直しの話もあったが、今後も期待と関心をもって見ていきたいと思う。

高橋委員 パートナーシップ制度については、本当に難しい話だと感じ、いろいろと勉強しながら、参加させていただいた。この問題について、今でも理解できない部分がたくさんある。それでも、私のような世代の方もこの問題について理解を深めていかないと、社会全体に広まっていかなないのかなと感じた。

旗野委員 皆様のご意見をいただきながら、私自身大変勉強になった。パートナーシップ制度が、みんなが生きやすい社会になるための第一歩になるのではないかと感じた。基本的人権をベースにしながら、みんなが生きやすい、輝ける社会にしていかなければならないということを実感した。

横山委員 パートナーシップという言葉自体も全く分からない中で、この審議会に参加させていただいた。分からないなりに参加する際には、ネット等で他市町村の制度など見ながら、審議会へ参加させていただいたが、毎回、こういう時代になったんだということを実感した。この制度ができて、どのくらいの方が利用されるかについて、関心をもって見ていきたいと思う。

山内委員 性の多様性については、調べれば調べるほど分からなくなっていったが、

柳沼委員

大切なのは性の多様性を学問として捉えていくことではなく、男女共同参画の視点を持ちながら、性の多様性を理解していくことだと感じた。当事者の中でも、声に出す人出さない人など、前回の審議会の際に学生の方の話を聞いて、気づきとなることがとても多かった。自分の所属でも、この内容に関する情報が回ってきた際には、回覧に留めるのではなく、もっと踏み込んだところで話ができるとういのだろうなと感じながら、今年度は参加させていただいた。

元井委員

前回もお伝えした通り、このような制度ができたということ、広く市民へアピールいただいて、市民の皆様に制度ができたことを知ってもらうということを第一歩として始めていければよいと感じた。

今年度初めて審議会へ参加させていただき、とても貴重な経験となった。学生たちも、自分たちが勉強していることを福島市が行っていることについて、こういう場に参加させていただくまで、実感を持てていなかった。また、私の法学のゼミで、学生に研究テーマは何かよいか尋ねると、半分近くが多様性の話に関するテーマを出してくるため、興味関心を持っている学生が多いことがわかる。私自身勉強しながら、来年度も参加させていただければと思う。

松原委員

私も昭和生まれの人間であり、新しい考え方について、理解はできても納得まではいけないというところもあるが、冷静に考えてみれば、基本的には大切なことであり、労働者の立場でみて、今の時代にあった体制、考え方をもっていないと、自分の首を絞めてしまうということに気が付いた。また、自分たちの声を市政に活かすことができたということも自分にとって大変実りになった。

前川委員

他の市町村でも同様の会に参加しているが、行政サービスの方が半分くらいの議題を占めている。これが議事に含まれずその他で扱われているということは、我々のこの審議会は行政サービスについて検討しなくてよいということか。

委員の皆様のお知り合いに、マイノリティの方がおられたら、それぞれ同性パートナーがこの制度を使うかもしれない。そういった方を具体的に想像したときに、一番大切なのは行政サービスをどれが使えてどれが使えないか、ここに時間をかけるべきではないか。

これからの検討事項だということであれば、今日は紹介に留めるということではよいが、そこに対して我々も当然入るべきではないか。例えば、福島市が所管する市立小中学校で親として、両方とも家族と認められるかなど、そういったことがここで議論されずに、どこで議論されるのか。そういった一つひとつのこと、実際に使う人たちのことを考えずに、

骨子や条例の改正案を作っても、それは形だけのものじゃないかと思う。もちろん行政サービスだけで全てカバーできるわけではない。民間企業、医療機関、学校法人等への周知や依頼も当然必要になり、制度を受けられる方が困った時にどこに相談するのかなど、そういった議論がここでなされるべきだと考えている。また、検討中の行政サービスについても当然議事として扱われなければならないと考えているが、いかがか。

事務局（主任） 行政サービスは、制度の立て付けと同じように大事なものである。提示した行政サービスは、今現段階のものであるということご承知いただきたい。これで決定ということではなく、今まさに検討している状況である。そのため、各課の内容や民間事業者の方々への理解も含めてこれからであり、今回は現段階での進捗状況をふまえたご紹介という位置づけとしている。

前川委員 他の市町村では、行政サービスについて審議会で話し合うことが、もう一つのメインのテーマとなっている。福島市では、この行政サービスについて、市役所内で決めるため審議会では議論しないのか、それとも来年度以降の審議会で引き続きこれを議論していくのか。

事務局（主任） 答申の中で記載したように、定期的な検証及び見直しの中には、制度全般のことも含まれている。行政サービスについても、市として状況や進捗について必ず報告させていただきたいと考えている。ただ、行政サービスについては検討中の段階であるため、審議事項とするかなどは次回の審議会でお話しさせていただければと思う。

前川委員 先程も話したとおり、私が参加している他の市町村においては、行政サービスがメインテーマである。実際にどれが使えてどれが使えないのかを、単に市の中の事情だけで厳しいと判断されたときに、審議会としては大変かもしれないけどやって欲しい、そのために審議会があるのではないかと私は考えている。

本来であれば、今のところ考えている行政サービスの一覧について、審議会でご覧いただいてご意見ないかというように諮問があってしかるべきではないかと考えるがいかがか。

横田会長 審議会から片一方の意見ではなく、行政サービスの担当課にも考えていただいて、期日にまでに回答を出してもらい、最後に調整として審議会で検討するというようなことは可能か。

事務局（部長） 制度をスタートさせる時点においては、より細かいところまで審議会の皆様に関わっていただきたいと思っている。

今年度のスケジュールの中では、当初市の方から諮問させていただいた部分について、結論をいただくというところで進めてきてこともあり、

具体的なサービスのところまで、踏み込んだ形でのお願いをしていなかったため、答申をいただくところまでの段階としては、このような形で整理をさせていただいた。

これから、事務局内で今後のスケジュールについて検討していくこととなるが、具体的には、この制度自体が要綱という形で整理されることと併せて、条例の改正の手続きが必要となる。これらが完了すれば、実際に制度をスタートさせることができるようになるので、それまでの期間に、どこまでのサービスを整理した中でスタートできるかということは、これから詰めていかなければならない。その部分については、また改めて審議会の皆様の意見をいただきながら、すり合わせというところも考えて進めていきたいと考えている。

前川委員

来年度からの審議会で、条例等の報告とともに行政サービスについての進捗を報告いただき、我々の方も審議会としてそれに意見させていただくという形で承知した。

この後の検討中の行政サービスの説明でも、ぜひ委員の皆さんの意見を聞いていただいて、審議会でこのような意見が出ているということを庁内で共有していただくと、よりよい行政サービスの一覧が出来上がっていくと思う。

横田会長

現在検討中の行政サービスについては、議事として取り扱った方が良いか、事務局からの報告とした方が良いか。

事務局（所長）

次第上では、その他で挙げさせていただいているが、審議会での話は全体を通しての話であるため、意見いただいて問題ない。今回はその他として、今現時点での暫定版として報告をさせていただく。

横田会長

それでは、事務局より説明願う。

事務局（主任）

資料により説明。

元井委員

今後もこのよう形で、一覧表が出されて説明を受けるといような進め方になるのか。婚姻ではできて、パートナーシップ制度ではできないといような比較ができるとよい。

横田会長

このような形で進めるよいといようなご意見はあるか。

前川委員

他の自治体で概ね認められているものを一覧として作成し、それぞれのサービスに対する福島市の対応の可否について、比較できるとよいと思う。そのうえでこの審議会は、各分野に精通した委員がおり、様々な専門的知見が得られる非常にありがたい機会だと思う。そのためこの行政サービスについては、審議会で都度進捗をお話しいただいて、ここで代表した意見を集約するというのが、一番良い方法と考える。

事務局（主任）

審議会でもいただいた意見や内容について、庁内で共有できるような流れ

を作りたいと思う。

前川委員 庁内での事情を優先しないでほしい。私が出ている他の自治体では、こちらを優先していただいている。本来それは市民の声として、できないの事情はあると思われるが、それが筋だと思う。そのため、ここで出た意見を庁内で共有する場合もあるということではなく、寧ろここから作っていくというような姿勢を示していただけると、我々としても安心して議論できるなと感じる。

事務局（主任） 承知した。

横田会長 事務局より例を提示いただいて、一度審議会で話をして、庁内ですり合わせをするという流れだと、もう一度、提示いただいた例をもとに議論する場を設けるということか。

事務局（部長） これまでのこの審議会の役割としては、5年ごとに更新している男女共同参画ふくしまプラン策定への審議および1年ごとの進捗状況に対する審議が主であったが、パートナーシップ制度を導入するということで、今回新たな役割を審議会の皆様をお願いをして、1年間を進めてきた。委員の委嘱が終わった後に出てきた内容ということもあり、まずは、制度を導入するにあたっての、市側からの諮問に対して、答申をいただきたいという中で、役割分担をお願いした。今年度最後の審議会で、前川委員を中心に委員の皆様から、こういった積極的なお話をいただいたことから、現時点でどこまでを協議の項目としてお願いするか決めていなかったが、来年度スムーズに制度をスタートさせるため、その部分も議論の中に含めた形で、審議会の進め方について改めて整理していきたいと思う。

松原委員 骨子（最終案）では「人権が尊重され、誰もが安心して～」という記載があるため、行政サービスについて基本全部受けられるが、一部は事情があってできないという話の方がわかりやすいと思う。そのため、現状は事情があって受けられないサービスについて、審議会で審議したほうがよいと思う。

横田会長 それでは、本日は意見を出していただいて、次回以降やこの場以外で回答する方法とする。

意見、質問はあるか。

前川委員 3点ある。

1つ目は、市が管轄している小中学校でパートナーシップの間にいる子どもが入学した場合の扱いについて、パートナー2人とも保護者として認められるかなど、できることとできないこと、またできない理由について教えていただきたい。

2つ目は、行政サービスではカバーできない部分について、民間企業や医療機関、学校法人等への周知や依頼について、どこまで入っていけるのか。

3つ目は、パートナーシップ制度を利用された方が困った場合の相談窓口を、受付である男女共同参画センター内に設けていただいて、都度、個別の対応ができるような制度として仕組みを作っていただくと、よりよい改善になると考える。

横田会長
元井委員

ほかに意見、質問はあるか。

行政サービス一覧のその他に記載のある職員の休暇等については、市役所内で、職員にパートナーシップの方々がいる場合の労働関係のことを記載されていると思うが、これはモデルケースになると思う。労働関係の一覧を作成いただくと、企業の方々も参考にでき、広まっていくと思う。

横田会長
事務局（主任）

提示いただいた行政サービス一覧の区分については、これで全てか。区分については、自治体ごとでかなり差がある。また、区分をつけていない自治体が多い。自治体の中には、個々の項目に関わらず、パートナーの方が受けられるサービス、ファミリーの方が受けられるサービスというように分けて、ホームページへ掲載するところもあれば、このように区分ごとに分けて掲載するところもある。ただ、ほとんどの自治体は、羅列していることが多い印象である。

小澤副会長

この行政サービスの一覧について、専門的な知識もなく、こういったサービスがあるのかも全く分からない中で、意見を求められても、お答えするのは難しいというのが正直なところである。

横田会長

全体像が見えてくると、見え方が変わってくると思う。全体像が見えてきて、それぞれのサービスについて、1つずつ説明いただいて、その上で議論できればよいと思う。

柳沼委員

来年度中にパートナーシップ制度を開始するかどうか、事務局としての大体の目標があれば教えていただきたい。

事務局（部長）

基本的には、制度の仕組み自体は、事務局で責任を持って整理していきたいと思うが、整理していくにあたって、委員の皆様の意見をきちんと踏まえた上で進めてほしいという意見があったため、委員の皆様に、来年度どこまで審議いただくかなど整理した中で、スケジュールを考えていきたいと思う。今日時点では、できるだけ早期に制度をスタートしていくことを意識して進めていきたいという答えで、受け止めていただければと思う。

横田会長

どこまでを審議会のメインテーマとして扱っていくのか、もう一度考え

の方が良いと思う。

前川委員

この資料だけで、議論を行うのは難しいと思う。ですから来年度の審議会では、この行政サービスについても議事として取り扱っていただき、他市町村との比較などわかりやすい資料があれば、審議会でいろいろと議論できるかなというようなイメージである。1つ1つを審議会で議論するというようなことは考えていないが、そこに対して、職場なり活動なりで専門的な知見を持った市民の目線を入れていくというのが、審議会の本来の趣旨だと思う。実際にそういう仕組みで他の市町村が出来ているため、福島市でも同じように進めていただきたい。

山内委員

実情に合わせた話など、どのようなケースでも窓口できちんと話を聞いて、福島市は進んでいきますよということが大事なのではと思う。

横田会長

意見等について以上とする。

つづいて、事務局より今後の予定について説明願う。

事務局（所長）

本日提示した最終案について、2月8日木曜日に市長へ答申として渡す予定である。答申について本庁で行う予定であるが、当日は横田会長と小澤副会長の2人に代表として、市長へ手渡しという形で行うためよろしく願う。

つづいて、審議いただいた骨子案と条例改正案については、速やかに準備をして、市政だよりで周知の上、パブリックコメントを実施する予定である。その後予定として、市民の皆さまからいただいた意見等を反映するか否か等を検討し、来年度なるべく早く導入できるよう進めていきたいと思う。

事務局（部長）

あいさつ

事務局（次長）

閉会